

旭川市 IT・デザイン関連企業 進出支援補助金

市内に事業所を新設するIT・デザイン関連企業に対して、経費の一部を支援します。

対象業種	IT・デザイン関連企業 ● 情報サービス業(ソフトウェア業, 情報処理・提供サービス業) ● インターネット附随サービス業 ● デザイン業 ● 映像・ビデオ制作業, アニメーション制作業, 広告制作業 (ただし, 専ら情報通信技術を利用する方法により行う事業に限る) ● データセンター業, インターネットサービスプロバイダ業 ● その他, 情報通信技術やデザインの活用により補助金の目的に資する業		
補助要件	<ul style="list-style-type: none">● 市外において1年以上の事業実績を有すること● 事業所を市内に有していない者で, 新たに事業所を市内に開設し, 繼続的に運営する者であること● 事業所の常用雇用者※1が2人以上であること● 事業開始日が事業所の賃貸借契約日等から6か月以内であること		
補助対象	事業所賃借料※2の2分の1	通信回線使用料※3の10分の10	市内データセンターが提供するサービス利用料の10分の10
補助限度額	月額10万円	月額10万円	月額3万円
補助期間	最大36か月		
必要書類	指定申請書, 法人の登記事項証明書及び定款, 最新の決算書, 事業計画書, 市税等の納付が確認できる書類, 常用雇用者の雇用を明らかにする書類, 事業所の賃貸借契約書等の写しなど		

- ※1 旭川市民であり, 雇用保険, 健康保険, 厚生年金保険の被保険者であること
ただし役員等が, 事業所の業務に従事するために市内に住所を有した場合は1人に含める。
※2 敷金, 礼金, 保証金, 権利金, 不動産仲介手数料, 消費税その他これらに類する諸経費は除く。
※3 電話料金, インターネット接続費, プロバイダー利用料など, 通信回線を利用して事業を行うために必要な経費。回線工事費や機器等の購入費, 消費税その他これらに類する諸経費は除く。

◆上記以外にも要件があります。

詳しくはお問い合わせいただけます。

お問合せ
申込受付

旭川市 経済部 企業立地課 ☎ 0166-25-9172
〒070-8525 北海道旭川市6条通10丁目 第三庁舎3階
kigyoritchi@city.asahikawa.lg.jp

